

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第204号）

- 1 審査請求の対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第257号）
 総務省の指示を受けて石川県が石川県行政書士会に対して出した、行政書士試験での試験官の審査請求人に対する不当な取扱いについて、必要な救済措置を行うよう指導したとされる文書
- 2 本件公開請求に対する処分の内容
 不存在決定
- 3 担当課（所）
 総務部総務課
- 4 審査請求等の経緯

(1) H29. 2.15 公開請求	(4) H29. 7.20 諮問
(2) H29. 2.27 公開決定	(5) H30. 2.23 答申
(3) H29. 6. 1 審査請求	
- 5 諮問に係る審査会の判断結果
 石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 （不存在）	<p>審査請求人は、本県で行政書士試験を受験した際、試験官からの不当な取扱いを受けたとし、その救済を求めて平成18年8月8日に行った総務大臣に対する審査請求に関して棄却裁決が出されたにもかかわらず、総務省の指示を受けて石川県が石川県行政書士会に対して、行政書士試験での試験官の審査請求人に対する不当な取扱いについて、何らかの指導した文書を出したはずだと主張している。</p> <p>実施機関は、審査請求人が存在すると主張する文書について、平成18年及び19年当時の文書のみならず、総務課内のフロッピーディスクを含む電磁的記録を探索したが、審査請求人が主張するような ①平成18年当時、総務省から石川県が指示を受けた事実に関する文書等、②平成18年及び19年当時、石川県が石川県行政書士会に指導を行った事実に関する文書等は見つからなかったと主張している。また、当時の総務課担当者に上記①及び②に関する事実について確認したが、いずれも記憶にないと回答を得たとして、審査請求人が存在すると主張する公文書は存在せず、文書の存在をうかがわせるものは何も見つからなかったと主張している。</p> <p>県総務課が石川県行政書士会を指導した文書については、簿冊「石川県行政書士会指導」に綴られており、当審査会が平成18年1月から19年12月までの期間に係る簿冊を見分したところ、審査請求人が存在すると主張する文書は見つからなかったことから、石川県が石川県行政書士会に指導を行った事実に関する文書等は見つからなかったとする実施機関の主張と符合し、審査請求人の求める公文書は存在しないと述べている実施機関の主張は、不自然、不合理とは言えない。</p> <p>以上のことから、本件処分は妥当であると判断した。</p>

- 6 審議経緯 審査回数 3回

(別 紙)
答申第204号

答 申 書

平成30年2月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公開請求の内容

審査請求人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成29年2月15日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（公開請求に係る公文書の内容）

総務省の指示を受けて石川県が石川県行政書士会に対して出した、行政書士試験での試験官の審査請求人に対する不当な取扱いについて、必要な救済措置を行うよう指導したとされる公文書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成29年2月27日に不存在決定（以下「本件処分」という。）を行って、次のとおり公文書を保有していない理由を付して審査請求人に通知した。

（保有していない理由）

当該請求に係る公文書は作成されていないため、存在しない。

3 審査請求

審査請求人は平成29年6月1日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、平成29年7月20日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る審査請求につき、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

（1）審査請求書

一言でいえば探し方が足りないといえる。文書作成は御庁で行ったのであるから、その当時であればPCのデスクトップのアイコンからFD（フロッピーディスク）に保存されているはず。今の復元技術をもってすれば、再生充分可能でFDも保管されているだろうからFDまで探す範囲を拡げれば、きっとあるはずで、その保管しているFDからその電磁的情報を何らかのやり方で取り出しはできるはずであり、FDも対象とすべきである。

(2) 反論書

弁明書の審査請求人の主張には理由がないとの見解は短絡的であって、考えられるところとして平成18年から平成19年時での石川県行政書士会会長への照会・聞き取り等がなされていない。あの当時の行政書士会会長には、私信まで出したのだから記憶している筈である。いかに内部文書といえども、庁舎内になれば、そうすべきであり、さすれば本人の記憶を辿って、そこからその当時の担当者がわかる可能性があり、その担当者に問い合わせるなりできよう。弁明書には、記憶がないとあるが逆に相手方のほうはお上からの指導ゆえ、憶えているものである。或いは、富山県にも公文書館があつて、そこには複数年に区切ってある行政文書収録集があり、そこからも容易に探索できるし、その他、議事録なども参照すれば目的の文書に辿りつくのは何ら、難しいことではない。石川県には公文書館がないとは言わせない。当然、そこまで探すべきである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

審査請求人は、平成17年に本県で行政書士試験を受験した際に試験官から不当な取扱いを受けたとし、救済を求めて平成18年に総務省に対して審査請求書を提出したところ棄却されたと述べ、今般、審査請求人は、当時の試験官の対応に関し、総務省の指示を受けて石川県が石川県行政書士会に対して、何らかの指導を行った旨の平成18年から19年当時の公文書を請求しているものと思われる。このことについて次のとおり弁明する。

審査請求人が存在すると主張する文書について、平成18年及び19年当時の文書のみならず、総務課内のフロッピーディスクを含む電磁的記録を探索したが、審査請求人が主張するような

①平成18年当時、総務省から石川県が指示を受けた事実

②平成18年及び19年当時、石川県が石川県行政書士会に対して指示を行った事実に関するいずれの文書等も見つからなかった。

また、当時の総務課担当者にも上記①及び②に関する事実について確認したが、いずれも記憶にないとのことであった。

以上のことから、審査請求人が存在すると主張する公文書は存在せず、上記①及び②の事実の存在をうかがわせるものは何も見つからなかった。よって審査請求人の主張には理由がない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

総務省の指示を受けて石川県が石川県行政書士会に出した、行政書士試験での試験官の審査請求人に対する不当な取扱いに関して指導したとされる公文書である。

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

審査請求人は、本県で行政書士試験を受験した際、試験官からの不当な取扱いを受けたとし、その救済を求めて平成18年8月8日に行った総務大臣に対する審査請求に関して棄却裁決が出されたにもかかわらず、総務省の指示を受けて石川県が石川県行政書士会に対して、行政書士試験での試験官の審査請求人に対する不当な取扱いについて、何らかの指導した文書を出したはずであると主張している。

実施機関は、審査請求人が存在すると主張する文書について、平成18年及び19年当時の文書のみならず、総務課内のフロッピーディスクを含む電磁的記録を探索したが、審査請求人が主張するような①平成18年当時、総務省から石川県が指示を受けた事実に関する文書等、②平成18年及び19年当時、石川県が石川県行政書士会に指導を行った事実に関する文書等は見つからなかったと主張している。また、当時の総務課担当者に上記①及び②に関する事実について確認したが、いずれも記憶にないと回答を得たとして、審査請求人が存在すると主張する公文書は存在せず、文書の存在をうかがわせるものは何も見つからなかったと主張している。

県総務課が石川県行政書士会を指導した文書については、簿冊「石川県行政書士会指導」に綴られており、当審査会が平成18年1月から19年12月までの期間に係る簿冊を見分したところ、審査請求人が存在すると主張する文書は見つからなかったことから、石川県が石川県行政書士会に指導を行った事実に関する文書等は見つからなかったとする実施機関の主張と符合し、審査請求人の求める公文書は存在しないと述べている実施機関の主張は、不自然、不合理とは言えない。

以上のことから、本件処分は妥当であると判断した。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、反論書において、平成18年から平成19年時の石川県行政書士会会長への照会・聞き取り等と富山県の公文書館の行政文書収録集に相当する石川県行政情報サービスセンターの文書目録での探索を行うよう主張しているが、本件処分に係る判断を左右するものではない。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 29 年 7 月 20 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 2 5 7 号)
平成 29 年 10 月 18 日	○実施機関(総務部総務課)から弁明書(写し)を受理した。
平成 29 年 11 月 7 日 (第 286 審査会)	○事案の審議を行った。
平成 29 年 12 月 21 日 (第 287 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 30 年 1 月 29 日 (第 288 回審査会)	○事案の審議を行った。